

平成30年2月8日

関係団体 各位

平成30年4月からの無期転換ルールの本格化に向けた要請書

労働基準行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成25年4月に施行の改正労働契約法第18条に規定された「同一の使用者との間で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる仕組み」（以下、「無期転換ルール」という。）は、雇止めの不安などを解消し、安心して働き続けることができる社会を実現することで、労働者が長期的なキャリア形成を図ることを可能とするとともに、企業にとっても優秀な人材の確保を可能とするものです。

これまで、厚生労働省においては、無期転換を申し込む権利が本格的に発生することが見込まれる平成30年4月1日まで残り約半年となる時期を捉えて、昨年9月から10月までを「無期転換ルール取組促進キャンペーン」と定め、集中的な周知広報の取組を行ったところであり、貴会におかれましても、会員企業・団体等に対する周知啓発にご協力いただいたところです。

一方、平成30年4月1日まで残りわずかとなり、一部報道において、有期契約労働者を多く雇用する業界における無期転換ルールへの対応について取り上げられるなど、無期転換ルールの円滑な導入に向けた社会的関心が高まりつつある状況にあります。

無期転換ルールへの対応にあたりましては、無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止め等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではなく、慎重な対応が必要です。

また、無期転換ルールに対応するための人事制度の検討や就業規則などの関係諸規程の整備が未了の企業におかれては、早急な対応が必要であるほか、紛争を未然に防止するため、無期転換申込権や構築した人事制度について、事前に労働者へ説明することも重要です。

厚生労働省においては、労働契約法の趣旨を踏まえた無期転換ルールの円滑な導入が図られるよう、新たに「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を設置するなど、平成30年4月に向けて、より一層の周知啓発に取り組んでまいります。

つきましては、貴会におかれましても、改めて無期転換ルールの趣旨を御理解いただき、同ルールの円滑な導入が図られるよう、会員企業・団体等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

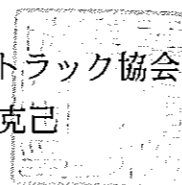
厚生労働大臣

加藤勝信

全ト協発第582号（企）  
平成30年2月23日

都道府県トラック協会  
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己



### 平成30年4月からの無期転換ルールの本格化に向けた周知について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営につきまして種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、有期労働契約が更新されて通算5年を超えた労働者において、無期労働契約への転換の申込権が発生する「無期転換ルール」につきましては、改正労働契約法の施行から5年が経過する平成30年4月から、その本格的な申込みの開始が見込まれております。本制度の周知につきましては、平成29年9月22日付全ト協発第313号（企）「厚生労働省による「無期転換ルール取組促進キャンペーン」及び「過重労働解消キャンペーン」にかかる周知のお願い」にて依頼申し上げますが、今般、改めて、厚生労働省から、別紙の通り本制度の周知啓発に向けた協力要請がありました。

つきましては、お手数ではございますが、改めて傘下会員事業者への周知にご協力いただきたく、宜しく願い申し上げます。

なお、ご参考に、厚生労働省作成のリーフレット「無期転換ルールの概要」および「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」のURLを記載いたしますので、必要に応じて周知活動にご活用下さい。

敬具

#### <ご参考>

・無期転換ルールの概要（厚生労働省リーフレット）

<http://muki.mhlw.go.jp/policy/leaflet.pdf>

・無期転換ルール緊急相談ダイヤル（厚生労働省リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000193854.pdf>